**新規雇用者の皆様**

**「外国為替及び外国貿易法第２５条第１項及び第２項の遵守のための特定類型該当性に関する申告書」の提出について**

1. **提出いただく理由**

* 外国為替及び外国貿易法では、「非居住者」に対し、規制技術を提供する場合には、経済産業省の許可が必要とされていますが、「居住者」に対しては、原則としてこのような規制はありませんでした。
* 令和３年11月18日に**「役務通達」**の改正が公布され、令和４年5月1日以降、居住者であっても**「特定類型」（詳細は下記２．参照）**に該当する場合は、その者に対する技術の提供は、特定国の非居住者に対して技術を提供することを内容とする取引とみなされることとなりました。

**「役務通達」**：「外国為替及び外国貿易法第25条第１項及び外国為替令第17条第２項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成４年12月21日付け４貿局第492号｡）

（新）特定類型該当性の判断

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **「非居住者」** | **「居住者」** |
| 外国人 | 右記以外 | ・日本にある事務所に勤務する者  ・日本入国後６か月以上経過している者 |
| 日本人 | ・２年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者  ・出国後外国に２年以上滞在している者 | 左記以外 |

* これにより、特定類型に該当する者に規制技術を提供する場合には、経済産業省の許可が必要となります。
* また、役務通達においては、大学の注意義務として、指揮命令に服した時点において、**特定類型に該当するか否かを自己申告によって確認すること**とされています。
* そのため、**本学との雇用契約締結時､「外国為替及び外国貿易法第２５条第１項及び第２項の遵守のための特定類型該当性に関する申告書」に署名及び自身の特定類型該当性についての項目にチェックの上、（採用担当者）に（指定の期日）までに提出していただくもの**です。

1. **特定類型**

※文中「」の定義は以下のとおりです。

|  |
| --- |
| **「外国法人等」**：外国法令に基づいて設立された法人その他の団体。  外国法人の日本支店は、特定類型における「外国法人等」に含まれないと考えられます。  **「外国政府等」**：外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行並びに外国の政党その他の政治団体。  ① 国営企業又は公営企業、② 国公立の大学・研究機関、③ 国連その他の国際機関は、政府と別の法人格を有している限り、原則「外国政府等」に該当しません。  **「雇用契約等」**：雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約。  **「グループ外国法人等」**：本学の議決権の50％以上を直接若しくは間接に保有する「外国法人」等又は本学により議決権の50％以上を直接若しくは間接に保有される「外国法人等」をいう。  現在のところ本学で該当するものはありません。 |

**特定類型　①**

　「外国法人等」または「外国政府等」との間で締結した「雇用契約等」に基づき、当該「外国法人等」や「外国政府等」の指揮命令に服する者または当該「外国法人等」や「外国政府等」に対して善管注意義務を負う者。

|  |
| --- |
| **例：**・外国大学と雇用契約を結び教授職を兼職している日本の大学教授  　　・外国大学からサバティカル制度で国内大学に研究等に来ている大学教授 |

ただし、次の（イ）（ロ）の場合を除きます。

（イ）当該者が本邦法人（本学）との間で「雇用契約等」を締結しており、当該契約に基づき本学の指揮命令に服するまたは本学に対して善管注意義務を負う場合において、本学または当該者が、当該「外国法人等」・「外国政府等」との間で、

* 本学による当該者に対する指揮命令が、当該「外国法人等」・「外国政府等」による当該者に対する指揮命令よりも優先すると合意している場合

または

* 本学に対して当該者が負う善管注意義務が、当該「外国法人等」・「外国政府等」に対して当該者が負う善管注意義務よりも優先すると合意している場合

（ロ） 当該者が本学との間で締結した「雇用契約等」に基づき本学の指揮命令に服するまたは善管注意義務を負う場合において、「グループ外国法人等」との間で「雇用契約等」を締結しており、当該契約に基づき当該「グループ外国法人等」の指揮命令に服するまたは「当該グループ外国法人等」に対して善管注意義務を負う場合

**特定類型　②**

　　「外国政府等」から多額の金銭その他の重大な利益（金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち25％以上を占める金銭その他の利益をいう｡）を得ている者又は得ることを約している者

|  |
| --- |
| **例：**・外国政府から留学資金の提供を受けている外国人留学生  　　・外国政府の理工系人材獲得プログラムに参加し、研究資金や生活費の提供を受けている研究者 |

過去、上記のような利益を得たことは原則含みませんが、過去に貸与等の形で利益を受け、外国政府等に履行期限の到来した債務又は履行期限の定めのない債務を負っている場合は、債務履行請求の不行使という利益を得ているものと考えられます。

1. **お問い合わせ**

　　熊本創生推進機構リスクマネジメント部門

　TEL：096-342-3143 （内線：3143）　　　FAX：096-342-3239

　Mail：kido-rmd@jimu.※

※　迷惑メールへの対策のため、メールアドレスのkumamoto-u.ac.jpを※に置き換えております。